

## 黒潮生物研究所利用規則

### (目的)

第 1 条 財団法人黒潮生物研究財団（以下「財団」という）は、財団役職員以外の者が調査、研究、会合等の目的で黒潮生物研究所（以下「研究所」という）の施設を利用することを認め、その利用が適切に行われることを目的としてこの規則を定める。

### (利用手続)

第 2 条 研究所を利用しようとする者は、別に定める「黒潮生物研究所利用願い」に利用目的、利用日時等必要事項を記入し、署名捺印して事前に申し込み、研究所長の許可を得なければならない。

- 2 以下の各号に示した場合には、利用を許可しないことがある。
  - イ 利用の目的が財団の趣旨に合わないと認めた場合
  - ロ 利用の目的が公序良俗に反すると認めた場合
  - ハ 施設の収容能力を超えると認めた場合
  - ニ その他研究所の運営上不都合があると認めた場合
- 3 利用の申し込みが施設の収容能力を超えて行われた時には、利用日時、利用人数の変更を求めることがある。

### (申込期間)

第 3 条 研究所利用申し込み受付は、利用日の 6 ヶ月前から 1 週間前までとする。

- 2 利用の取り消しや変更については、速やかに研究所に連絡すること。

### (利用料)

第 4 条 研究所利用料は次のとおりとする。

入所料	1,000 円 / 人	入所時及び 1 ヶ月を越える滞在については 1 ヶ月を経過した翌日毎に
施設利用料	500 円 / 日人	

- 2 福祉・教育等を目的とする機関・団体によって、長期にわたる利用を許可された場合の利用料は、別途相談に応じる。
- 3 業務会合の目的でレクチャールームの利用を許可された場合の利用料は、別途相談に応じる。

### (利用施設の範囲)

第 5 条 研究所利用者は特に指示のないかぎり研究所内の全ての施設を利用することができる。ただし器具及び備品の使用については研究所員の指示に従うこと。

- 2 業務会合の目的でレクチャールームの利用を許可された場合は、特に申し出のない限りレクチャールーム及び便所に限って利用することができる。

(研究成果)

第6条 研究所を利用して行われた研究の成果(論文、口頭発表、パネル発表など)については、別刷り、講演要旨などを研究所に送付すること。

- 2 送付された成果については、研究所の業績としてタイトル、要旨等を公表することがある。

(事故等の責任)

第7条 利用者の事故等について、一切の責任は利用者が負うものとする。

(退所命令)

第8条 利用者が、財団の趣旨に反する行為、公序良俗に反する行為、その他研究所の運営上不都合な行為を行った場合、利用期間中であっても研究所長が退所を命じることがある。

(代価の弁済)

第9条 利用者が研究所の施設、備品、器具等を汚損した場合、修理費用あるいは代価の弁済を求められることがある。

注意事項

1. 採捕規制にかかる生物の採捕等、法令により許可を得なければ行うことができない行為を行う場合には、利用者が所轄官庁から許可を得て、これを研究所長に提示すること。
2. 薬品類等の消耗品については基本的に持参されることが望ましいが、相談に応じて実費にて準備することが可能。
3. 自動車及び研究船の貸し出しには応じていない。
4. SCUBA 潜水については、安全管理上、研究所では対応していない。ただし、近在のダイビングショップを紹介し、ダイビングショップの管理下で潜水することは可能。
5. 徒歩圏内に食堂はない。ただし研究所には自炊設備があり、徒歩圏内で食料品は購入できる。
6. 研究所には以下の設備がある。

ウェット研究室(海水・冷温水・実験台・顕微鏡類・冷凍冷蔵庫・ガラス器具等)

ドライ研究室(コピー・プリンター等) 飼育室(実験水槽・海水取水設備)

写真暗室 作業室(工具類・作業台) レクチャールーム(最大50人程度収容)

書庫 標本庫 応接室 宿泊室(9畳和室・6畳洋室) 台所(調理器具・食器類)

食堂 屋外シャワー 屋内シャワー 洗濯機 物干場 等